

7. 令和6年度介護報酬改定に係る届出の取扱いについて

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

<厚生労働省ホームページ>

令和6年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

介護給付費算定に係る体制に関する届出

令和6年4月1日介護報酬改定に伴う届出期限

令和6年4月15日(月)まで

- 令和6年度介護報酬改定に伴う加算の届出に限り、届出期限を上記のとおり延長します。
 - ※ 4月1日から新規創設の加算を算定する場合や、これまで算定していた加算の区分が変更となる場合などに届出が必要です。
 - ※ 特に、今回の報酬改定では、既存の加算の算定要件が追加・変更されたものが多いです。現在算定している加算が4月1日から引き続き算定要件を満たしているかどうか、厚生労働省が示す算定要件と照らし合わせて慎重にご判断いただき、算定区分に変更がある場合又は算定区分は変わらないが、算定要件が追加され、新たに添付書類等で確認が必要な場合は、上記届出期限まで必ずお届けください。
 - ※ 令和6年6月1日介護報酬改定（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導）に伴う届出の提出期限については、通常どおり5月15日の予定です。

令和5年度末で経過措置期間が終了し、令和6年4月1日より減算が導入されるものについては届出が必要です。

届出がないと「減算型」となりますので、ご注意ください。

① 業務継続計画未策定減算

<対象サービス>

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

<概要>

業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算となります。

- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。（1年間の経過措置）
- ※ 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

訪問系サービス（居宅療養管理指導含む）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援以外^①の事業所において減算とならない場合は、「業務継続計画策定の有無」について届出が必要です。

② 高齢者虐待防止措置未実施減算

<対象サービス>

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

<概要>

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、基本報酬が減算となります。

※ 福祉用具貸与については、そのサービス提供の様相が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設ける。

居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売以外^②の事業所において減算とならない場合は、「高齢者虐待防止措置実施の有無」について届出が必要です。

※ この届出をすることで、虐待防止の措置を運営規程に追加するための運営規程の変更に係る変更届の提出は不要とします。

● 様式ダウンロード

令和6年4月1日介護報酬改定に伴い、様式（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、添付書類に用いる別紙様式など）の一部を改正し、以下の市ホームページに掲載予定です。（3月下旬頃予定）

※ 令和6年6月1日介護報酬改定（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導）に伴う様式については、4月下旬頃掲載予定です。

<福井市ホームページ>

介護給付費算定に係る体制に関する届出について

<http://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/kaigo/jouhou/kasan.html>

各種届出(指定・変更・加算)等に係る問い合わせについて

指定・変更・加算等に関する問い合わせについては、「お問い合わせフォーム」より電子申請でお問い合わせください。後日、担当者からメール又は電話で回答いたします。

※ お問い合わせいただく前に、厚生労働省の関連 Q&A や各種通知等を

ご確認 いただくようお願いします。

<お問い合わせフォーム>

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/OzI4zPpG>

(リンク先は市ホームページにも掲載しています。)



<福井市ホームページ>

介護サービス事業者向け お問い合わせフォーム

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/kaigo/jouhou/p026255.html>

[ホーム](#) > [健康・福祉・保険](#) > [介護](#) > [介護サービス事業者向け情報](#) > [介護サービス事業所向け](#) [お問い合わせフォーム](#)

最終更新日：2024年1月23日

介護サービス事業所向け お問い合わせフォーム

■ お問い合わせフォーム

介護保険課へのお問い合わせは、下記フォームからお願いします。

[介護サービス事業所 お問い合わせフォーム](#)